岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月25日

岩手県公安委員会

委員長　佐　藤　ソノ子

岩手県公安委員会規則第３号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （警務部の分課） | （警務部の分課） |
| 第２条　警務部に、次の７課を置く。 | 第２条　警務部に、次の８課を置く。 |
| ［略］ | ［略］ |
| 警務課 | 警務課 |
| | 人財育成課 |
| 県民課 | 県民課 |
| ［略］ | ［略］ |
| （警務課） | （警務課） |
| 第４条　警務課においては、次の事務をつかさどる。 | 第４条　警務課においては、次の事務をつかさどる。 |
| （１）～（９）　［略］ | （１）～（９）　［略］ |
| (10)　警察教養一般に関すること。 | |
| (11)　警察教養施設の整備及び運営に関すること。 | |
| (12)　警察術科技能検定及び審査に関すること。 | |
| (13)　警察史の編さんに関すること。 | |
| (14)　機関誌及び警察文庫に関すること。 | |
| (15)　［略］ | (10)　［略］ |
| (16)　［略］ | (11)　［略］ |
| (17)　［略］ | (12)　［略］ |
| (18)　［略］ | (13)　［略］ |
| (19)　［略］ | (14)　［略］ |
| (20)　［略］ | (15)　［略］ |
| (21)　［略］ | (16)　［略］ |
| (22)　［略］ | (17)　［略］ |
| (23)　［略］ | (18)　［略］ |
| (24)　［略］ | (19)　［略］ |
| | （人財育成課） |
| | 第４条の２　人財育成課においては、次の事務をつかさどる。 |
| | （１）　職員に対する教養その他人材の育成に関すること。 |
| | （２）　警察教養施設の整備及び運営に関すること。 |
| | （３）　警察術科の振興、技能検定及び審査に関すること。 |
| | （４）　警察史の編さんに関すること。 |
| | （５）　機関誌及び警察文庫に関すること。 |
| （県民課） | （県民課） |

| | |
|---|---|
| 第４条の２　［略］ | 第５条　［略］ |
| 第５条　削除 | |
| （生活安全企画課） | （生活安全企画課） |
| 第10条　生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 | 第10条　生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 |
| （１）～（６）　［略］ | （１）～（６）　［略］ |
| （７）　外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 | |
| （８）　売春関係事犯の取締りに関すること。 | |
| （９）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行（少年課の所掌に属するものを除く。）及び風俗関係事犯の取締りに関すること。 | （７）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行（少年課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 |
| (10)　［略］ | （８）　［略］ |
| (11)　［略］ | （９）　［略］ |
| (12)　［略］ | (10)　［略］ |
| (13)　［略］ | (11)　［略］ |
| (14)　［略］ | (12)　［略］ |
| (15)　公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成11年岩手県条例第78号）の施行に関すること。 | (13)　公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成11年岩手県条例第78号）の施行（生活環境課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 |
| (16)　［略］ | (14)　［略］ |
| (17)　［略］ | (15)　［略］ |
| （少年課） | （少年課） |
| 第12条　少年課においては、次の事務をつかさどる。 | 第12条　少年課においては、次の事務をつかさどる。 |
| （１）・（２）　［略］ | （１）・（２）　［略］ |
| （３）　少年犯罪の捜査に関すること。 | （３）　少年事件の捜査及び調査に関すること。 |
| （４）～（７）　［略］ | （４）～（７）　［略］ |
| （生活環境課） | （生活環境課） |
| 第13条　生活環境課においては、次の事務をつかさどる。 | 第13条　生活環境課においては、次の事務をつかさどる。 |
| （１）　［略］ | （１）　［略］ |
| （２）　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定による核燃料物質等（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の規定による放射性同位元素等及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成７年法律第65号）の規定による特定物質の運搬届の受理等に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。 | （２）　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定による核燃料物質等（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の規定による放射性同位元素等、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成７年法律第65号）の規定による特定物質（以下「特定物質」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による特定病原体等（以下「特定病原体等」という。）の運搬届の受理等に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。 |
| （３）～（６）　［略］ | （３）～（６）　［略］ |

| | |
|---|---|
| | （７）　風俗関係事犯の取締りに関すること。 |
| | （８）　売春関係事犯の取締りに関すること。 |
| | （９）　外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 |
| （７）　［略］ | (10)　［略］ |
| （８）　［略］ | (11)　［略］ |
| （９）　［略］ | (12)　［略］ |
| （刑事企画課） | （刑事企画課） |
| 第14条の２　刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。 | 第14条の２　刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。 |
| （１）～（４）　［略］ | （１）～（４）　［略］ |
| （５）　国際犯罪捜査の支援に関すること。 | |
| （６）　国際捜査共助に関すること。 | |
| （７）　通訳に関すること。 | |
| （８）　［略］ | （５）　［略］ |
| （９）　［略］ | （６）　［略］ |
| (10)　［略］ | （７）　［略］ |
| （組織犯罪対策課） | （組織犯罪対策課） |
| 第16条の２　組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。 | 第16条の２　組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。 |
| （１）～（３）　［略］ | （１）～（３）　［略］ |
| | （４）　国際犯罪捜査の支援に関すること。 |
| | （５）　国際捜査共助に関すること。 |
| | （６）　通訳に関すること。 |
| （４）　［略］ | （７）　［略］ |
| （公安課） | （公安課） |
| 第27条　公安課においては、次の事務をつかさどる。 | 第27条　公安課においては、次の事務をつかさどる。 |
| （１）・（２）　［略］ | （１）・（２）　［略］ |
| （３）　次に掲げる犯罪その他の警備犯罪の捜査に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。 | （３）　次に掲げる犯罪その他の警備犯罪の捜査に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。 |
| ア～コ　［略］ | ア～コ　［略］ |
| サ　外国人又はその活動の本拠が外国にある日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）に係る犯罪 | サ　外国人又はその活動の本拠が外国にある日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。次条第５号において同じ。）に係る犯罪 |
| （４）・（５）　［略］ | （４）・（５）　［略］ |
| （警備課） | （警備課） |
| 第28条　警備課においては、次の事務をつかさどる。 | 第28条　警備課においては、次の事務をつかさどる。 |
| （１）～（４）　［略］ | （１）～（４）　［略］ |

（5）　［略］
（6）　［略］
（7）　［略］

（副署長）

第41条　警察署（盛岡東、盛岡西、紫波、花巻、北上、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古及び二戸の警察署に限る。）に副署長を置き、警視以上の警察官をもって充てる。

２　［略］

別表（第44条関係）

１　交番の名称及び位置

| 警察署名 | 名　称 | 位　置 |
| --- | --- | --- |
| ［略］ | | |
| 水沢警察署 | ［略］ | |
| | 前沢交番 | 奥州市前沢区字七日町 |
| ［略］ | | |
| 釜石警察署 | ［略］ | |
| | 中妻交番 | 釜石市中妻町三丁目 |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |

２　駐在所の名称及び位置

| 警察署名 | 名　称 | 位　置 |
| --- | --- | --- |
| 盛岡東警察署 | ［略］ | |
| | 浅岸駐在所 | 盛岡市浅岸 |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |
| 千厩警察署 | ［略］ | |
| | 興田駐在所 | 一関市大東町鳥海 |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |
| 釜石警察署 | 平田駐在所 | ［略］ |
| | 小佐野駐在所 | 釜石市小佐野町四丁目 |
| | 甲子駐在所 | ［略］ |
| | ［略］ | |
| 宮古警察署 | ［略］ | |
| | 磯鶏駐在所 | ［略］ |
| | 小山田駐在所 | 宮古市小山田二丁目 |

（5）　特定物質及び特定病原体等を使用したテロリズムが行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。
（6）　［略］
（7）　［略］
（8）　［略］

（副署長）

第41条　警察署（盛岡東、盛岡西、岩手、紫波、花巻、北上、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の警察署に限る。）に副署長を置き、警視以上の警察官をもって充てる。

２　［略］

別表（第44条関係）

１　交番の名称及び位置

| 警察署名 | 名　称 | 位　置 |
| --- | --- | --- |
| ［略］ | | |
| 水沢警察署 | ［略］ | |
| | 前沢交番 | 奥州市前沢区駅東一丁目 |
| ［略］ | | |
| 釜石警察署 | ［略］ | |
| | 小佐野交番 | 釜石市小佐野町四丁目 |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |

２　駐在所の名称及び位置

| 警察署名 | 名　称 | 位　置 |
| --- | --- | --- |
| 盛岡東警察署 | ［略］ | |
| | 浅岸駐在所 | 盛岡市浅岸二丁目 |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |
| 千厩警察署 | ［略］ | |
| | 興田駐在所 | 一関市大東町沖田 |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |
| 釜石警察署 | 平田駐在所 | ［略］ |
| | 甲子駐在所 | ［略］ |
| | ［略］ | |
| 宮古警察署 | ［略］ | |
| | 磯鶏駐在所 | ［略］ |

| | | |
|---|---|---|
| | 津軽石駐在所 | ［略］ |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |
| 二戸警察署 | 斗米駐在所 | ［略］ |
| | 御返地駐在所 | 二戸市安比 |
| | 浄法寺駐在所 | ［略］ |
| | ［略］ | |

３　［略］

| | | |
|---|---|---|
| | 津軽石駐在所 | ［略］ |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |
| 二戸警察署 | 斗米駐在所 | ［略］ |
| | 浄法寺駐在所 | ［略］ |
| | ［略］ | |

３　［略］

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この規則は、平成20年３月26日から施行する。